

令和8年度東京都放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書・受講資格確認書類に関する注意事項

東京都放課後児童支援員認定資格研修事務局（株式会社東京リーガルマインド）

お問合せ先 電話 03-5913-6203（平日9時～18時） Eメール hshienin@lec-jp.com

1 「受講申込書」記入の注意事項

- ・ 受講申込書は、受講希望者ご本人様が記入するようにお願いします。
- ・ 氏名の表記が「本人確認書類」と整合性がとれているか、ご確認ください。
- ・ 現住所が「実務経験証明書」等他の書類と整合性がとれているか、ご確認ください。

2 「本人確認書類」の注意事項

- ・ マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、住民票等、現住所の確認できる公的書類（写し可）をご提出ください。
- ・ マイナンバーカードの裏面は、絶対に提出しないでください。

3 「受講資格確認書類」に関する注意事項

（1）全般に関する事項

- ・ 受講資格は、申込日時点において有し、かつ、適切な書類で証明いただくことが必要です。ただし、「1号」「2号」「4号」「5号」「6号」「7号」「8号」については、令和9年3月31日までに要件を満たす場合の方も受講は可能です。詳細は「募集案内」を参照してください。
- ・ 「受講申込書」と「受講資格確認書類」とで記載されている氏名が異なる場合は、同一人物であることを示す公的書類をご用意ください。戸籍抄本のほか、運転免許証（公安委員会の押印により変更が明示されているもの）の写し（両面）、婚姻届受理証明書等、変更の前後の氏名が明記されているものをご用意ください。なお、公設学童に御所属の方は、別紙2-④「証明書」による証明でも可です。
- ・ 受講資格確認書類、御本人様確認書類は、A4サイズの用紙で御提出願います。もとの書類がA4サイズより大きい場合は縮小コピーする、A4サイズより小さい場合はA4の用紙にコピーする、等の御対応をお願いします。

（2）1号（保育士）

- ・ 原則、保育士登録機関登録事務処理センターが交付する「保育士証」をご用意ください。
- ・ 「保育士証」がお手元がない場合は、「保育士（保母）資格証明書」、「保育士試験合格通知書」、「指定保育士養成施設卒業証明書」、「保育士養成課程修了証明書」のいずれかをご用意ください。
- ・ 保育士証の発行申請中などやむを得ない場合は「登録済通知書」に代えることも可とします。
- ・ 学校を卒業したことのみに示す書類（卒業証書等）は1号の確認書類に該当しません。

（3）4号（教諭）

- ・ 御用意いただく書類は、都道府県教育委員会発行の書類に限ります。
- ・ 大学の教職課程を修了のみ、「学力に関する証明書」のみでは、4号には該当しません。
- ・ 栄養教諭・養護教諭の免許を有する方も受講対象です。

（4）5号、6号、7号、8号（学科に関する受講資格）

- ・ 学科名が基準省令上の学問名と完全に一致しない場合、「これら（社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学）に相当する課程」として認められるかについて確認を行いますので、早めに研修事務局にお尋ねください。
- ・ 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を履修したのみでは受講資格に該当しません。
- ・ 5号については、短期大学の卒業生も対象となります。
- ・ 8号で申請する方は、適切な和訳も御用意ください。

(5) 3号、9号、10号（実務経験に関する受講資格）

- ・それぞれの資格については下表を御確認ください。

	3号	9号	10号
必要な実務経験	児童福祉事業に2年以上 例) 放課後児童クラブ、児童館、等	放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上 例) 放課後子供教室、プレイパーク、民間学童、等	放課後児童健全育成事業に5年以上
必要書類 (受講資格確認書類)	以下の2種類 ・「高等学校卒業者等」を示す書類 ・別紙2-②「実務経験証明書」	以下の3種類 ・「高等学校卒業者等」を示す書類 ・別紙2-②「実務経験証明書」 ・別紙2-③「確認書」	以下の2種類 ・別紙2-②「実務経験証明書」 ・別紙2-③「確認書」

<実務経験に関する注意点>

- ・9号の「放課後児童健全育成事業に類似する事業」については、平成26年5月30日雇児育発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知を併せてご参照ください。
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）においての実務経験は、3号又は10号に該当します。9号ではない点に御注意ください。
- ・3号と9号を通算することはできません。いずれかで2年以上の実務経験を有することが必要です。
- ・10号の実務経験の内容は、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に限ります。
- ・実務経験証明書には、従事した施設名、業務内容を記入してください。業務内容は、児童と直接関わる業務します。
- ・申込時点で勤務継続中の場合、実務経験証明書の「従事期間」欄は、始期を明記いただいた上で、「現在に至る」等の記入をお願いいたします。
- ・事業主の証明は、代表者（自治体の首長、法人の理事長・代表取締役）による証明をお願いします。

<「高等学校卒業者等」に関する注意点>

- ・3号及び9号の「高等学校卒業者等」を示す書類について、原則は高等学校の卒業証明書類を御用意ください。最終学歴の証明書類とは限らない点に御注意ください。以下の事項を御確認の上、「高等学校卒業者等」に該当するか否かの判断に迷われた場合は、研修事務局へ御相談ください。
 - 日本の大学・短期大学の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当します。大学・短期大学の卒業証明書類の写しの御提出でも可です。
 - 専修学校専門課程の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当しません。高等学校の卒業証明書類を御用意ください。
 - 外国の大学・短期大学の卒業者であることを示す書類は「高等学校卒業者等」を示す書類に該当しません。高等学校の卒業証明書類を御用意いただくか、受講資格第8号をご確認ください。
 - 外国の高等学校を卒業された方は、関係機関に照会を行うため、お早めにご相談ください（確認に時間がかかり、受講決定に間に合わない場合があります）。

以上